

介護保険料等の

基準額の一部が変わります



介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の算定に用いる年金収入等の基準額について、令和7年度から **80万円の基準額が80万9,000円に変わります**。
新しい基準額は令和7年度介護保険料から適用となり、介護保険料額は7月に通知します。

☎ 伊奈庁舎介護福祉課（内線 4304）

所得段階	対象者		介護保険料 (年額)	
第1段階	本人が 住民税 非課税	非課税世帯	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、年金収入等 80万9,000円 以下	1万8,860円
第2段階			年金収入等 80万9,000円 超 120万円以下	3万2,100円
第3段階		年金収入等 120万円超	4万5,340円	
第4段階		課税世帯	年金収入等 80万9,000円 以下	5万9,580円
第5段階	年金収入等 80万9,000円 超		6万6,200円	
第6段階	合計所得金額 120万円未満		7万9,440円	
第7段階	本人が住民税課税	合計所得金額 120万円以上 210万円未満	8万6,060円	
第8段階		合計所得金額 210万円以上 320万円未満	9万9,300円	
第9段階		合計所得金額 320万円以上 400万円未満	11万2,540円	
第10段階		合計所得金額 400万円以上 600万円未満	12万5,780円	
第11段階		合計所得金額 600万円以上 800万円未満	13万9,020円	
第12段階		合計所得金額 800万円以上 1,000万円未満	15万2,260円	
第13段階		合計所得金額 1,000万円以上	16万5,500円	

※負担限度額認定及び高額介護（予防）サービス費も同様に、80万円の基準額は80万9,000円となる予定です（8月変更予定）。

令和6年度

情報公開・個人情報保護の実施状況

☎ 伊奈庁舎総務課（内線2105）

本市では、市民の知る権利を保障するとともに、開かれた市政の推進を図るため、情報公開制度を設けています。

また、基本的人権を守るため、本市が保有している個人情報を保護するとともに、自己の個人情報を開示することを保障する個人情報保護制度を設けています。

この2つの制度の運用について、令和6年度の実施状況を公表します。

※個人情報の開示請求について、教育委員会など市長以外の実施機関に対する開示請求はありませんでした。

1. 情報公開の開示請求・公開の状況

実施機関	開示請求件数	処理状況				審査請求
		全部公開	部分公開	非公開	取り下げ	
市長	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	0	2	0	0	0

2. 個人情報の開示請求・公開の状況

実施機関	開示請求件数	処理状況				審査請求
		全部開示	部分開示	不開示	取り下げ	
市長	2	0	1	1	0	0